漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第八（第五十九条、第九十七条関係）	別表第八（第五十九条、第九十七条関係）
港内又は海域	港内又は海域
中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内	中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内
転載に係る制限	転載に係る制限
一　（略） 二　転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの（中西部太平洋条約海域において採捕した漁獲物等を中西部太平洋条約海域以外の海域において転載する場合にあつては、当該書面に加えて、中西部太平洋条約海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの。以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十五日以内（東部太平洋条約海域に沿う日本国外の港の港内において転載する場合にあつては、五日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下この表において「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）以内）に農林水産大臣に提出すること。 三　（略）	一　（略） 二　転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの（中西部太平洋条約海域において採捕した漁獲物等を中西部太平洋条約海域以外の海域において転載する場合にあつては、当該書面に加えて、中西部太平洋条約海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの。以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十五日以内に農林水産大臣に提出すること。 三　（略）
（略）	（略）
中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域を除く。下欄において同じ。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域	中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域を除く。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域
一・二　（略） 三　転載申告書の写しを当該転載終了後五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内（中西部太平洋条約海域において転載する場合にあつては、十五日以内）に農林水産大臣に提出すること。 四　（略）	一・二　（略） 三　転載申告書の写しを当該転載終了後十五日以内に農林水産大臣に提出すること。 四　（略）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に行われた転載に係る申告書の提出期限については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十七号

樹木採取権登録令（令和元年政令第百四十八号）第十一条、第二十一条、第三十二条第二項、第六十六条第四項及び第五項並びに第六十七条の規定に基づき、樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

農林水産大臣　野村　哲郎